

令和 8 年度第 1 回世田谷区総合教育会議

ご質問と回答

令和8年8月1日(土)に開催した総合教育会議にてお寄せいただいたご質問のうち、当日の会議で回答できなかったものについて、回答を掲載いたします。当日の会議では、お寄せいただいた質問を踏まえ、区長、教育委員会等による意見交換を実施しました。下記 URL (YouTube 世田谷区オフィシャルチャンネル)よりご覧ください。

※当日の会議の様子はこちら

<https://youtu.be/oIXWn69MAgA?si=dj-anYFMhKEU-Kjn>

【回答掲載にあたって】

個別のいじめ事案等に関するご質問については、関係する児童・生徒及び保護者の皆様への配慮並びに個人情報保護の観点から、ホームページ上での回答の差し控えさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

個別のご相談・ご意見については、下記の窓口までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

区へのご意見等	https://www.city.setagaya.lg.jp/02002/7775.html
子どもに関するご相談	https://www.city.setagaya.lg.jp/02045/548.html

いただいたご質問(要旨)と回答

ご質問①

予防と予兆への対応を重視するとありますが、その予兆を誰が見極めるのでしょうか。学校の場合、現在の多忙な働き方の中で、よりきめ細やかな対応は可能なのでしょうか。

回答

予兆を見極めるのは担任だけではなく、他の教員、支援員、養護教諭、スクールカウンセラーなど、子どもに関わる全ての教職員です。日常の関わりの中で見られる小さな変化を多面的に見取り、情報共有しながら支援につなげていきます。そのためには、教員や支援員等の研修を充実させ、子どもの変化や支援のサインを読み取る力を高めていきたいと考えています。また、一人に負担を集中させるのではなく、チームで子どもを見守る体制づくりによって、予防的な支援を進めていくことができると考えています。

ご質問②

区立学校以外での対応について、現在、私立学校におけるいじめ対策はどのような状況なのでしょうか。また、私立学校に対しては、どのように実効性を確保していくのでしょうか。

回答

私立学校においても、いじめ防止対策推進法に基づき、学校及び学校の設置者が、いじめの未然防止、早期発見、適切な対応に取り組む責務を負い、各学校において「学校いじめ防止基本方針」を定め、組織的にいじめ防止等の対策を進めることが求められています。なお、私立学校は学校法人が設置する学校のため、法令に基づき東京都がその運営や指導監督を所轄しています。いじめ対策の実効性については、各私立学校及びその設置者が法令や国・東京都の方針に基づき適切に取り組むとともに、重大事態が発生した場合には、法令に基づく調査や報告等が行われる仕組みとなっています。

区としては、本条例において、すべての子どもが安全・安心に学び、生活し、成長できる環境を確保できるよう、基本理念や区立学校以外の学校等との連携について定め、周知・啓発や対応に努めることを目指しています。

ご質問③

重大事態に発展させないよう対応することが重要であることは理解しました。では、重大事態のケースとなった場合、それを誰が、どのような基準で、どのタイミングで重大事態と定義するのでしょうか。

回答

いじめ防止対策推進法において、いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合を「重大事態」として位置付けています。

重大事態であるかの判断は、学校または学校の設置者が、法律や国の基本方針、ガイドライン等に基づいて行います。その際は、形式的に判断するのではなく、児童・生徒が置かれている状況や被害の実態、被害を受けた児童・生徒や保護者からの申立て等を踏まえ、被害児童・生徒の立場に立って判断することが重要とされています。区立学校において重大事態の疑いを把握した際には、教育委員会と学校が連携しながら速やかな事実確認と対応を行っていきます。

ご質問④

いじめ防止条例の制定に向けて検討が進められているとのことですが、そのメンバーにはどのような方々が参加されているのでしょうか。

回答

学識経験者、法律、心理、福祉、学校経営の専門家に(仮称)いじめ防止等対策推進条例検討委員会の委員としてご参加いただき、検討を進めております。

(仮称)いじめ防止等対策推進条例検討委員会

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02251/31336.html>

ご質問⑤

いじめの予防・対応は、「未然防止」「早期発見」「対処」の 3 層が基本であるとお話がありました。しかしながら、法の趣旨が現場で十分に理解されていない、あるいは徹底されていないと感じることがあります。区としては、法の趣旨や基本的な考え方について、学校現場での理解と徹底をどのように図っていくお考えでしょうか。

回答

本条例の制定後、条例の実効性確保に向けて、学校現場における具体的な取り組み方針等を定めるガイドラインの策定を予定しております。教員に向けた研修のほか、子どもたち自身にも理解してもらえよう、子どもにもわかりやすい周知啓発方法を検討してまいります。

ご質問⑥

いじめ、特に第 1 層である未然防止の段階では、現場でどのように見つけていくのでしょうか。ポイントは見極めにあると思いますが、子どもたちの変化やサインをどのように把握するのでしょうか。また、SNS 上でのいじめについては、どのように発見していくのでしょうか。

回答

いじめの未然防止の段階では、学級担任等による日常的な声掛けや様子の観察、アンケートの実施に加え、全教職員が子どもたちの変化を見取り、情報共有することが重要です。また、保護者や地域住民、児童館・学童クラブなどの関係機関とも連携し、多面的に子どもを見守ることで、早期の気付きにつなげていきます。

SNS 上のいじめは特に見えにくいという課題があります。そのため、日頃の観察や対話、アンケートなどを通して子どもの小さな変化やサインを捉え、必要に応じて家庭と連携しながら状況を把握していくことが大切だと考えています。

ご質問⑦

世田谷区のいじめ、暴力や不登校の現状について、お話しいただけないでしょうか。

回答

いじめについては、総合教育会議の中でもご説明したように、「冷やかし・からかい・悪口」など日常的な人間関係の中で生じるいじめが多く見られます。また、いじめの捉え方の変化により認知件数は増加していますが、その背景には学校が子どもの小さな SOS を丁寧に把握しようとする取り組みがあります。一方で、SNS や家庭環境、多様な特性など複数の要因が絡み合う事案も増えており、いじめ対応はより複雑化しています。

不登校児童生徒数は、平成 28 年度から令和 4 年度までの 6 年間で約 2.8 倍に増加しており、近年の教育課題の一つとなっています。要因は一つではなく、友人関係、教員との関係、学習への不安、心身の不調などが複雑に絡み合っています。世田谷区では、未然防止と早期支援を重視し、ほっとルームやほっとスクール、オンライン支援を行うとともに、令和 8 年度から学びの多様化学校を開設し、多様な学びと居場所づくりを進めています。

暴力行為については、区として公表しているデータがないため、具体的な状況をお示しすることはできません。しかし、学校では日頃から児童・生徒の様子を丁寧に見守り、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応に努めています。

ご質問⑧

実際に、教員が子どもに指導を行ったにもかかわらず、いじめが止まらなかったケースもあります。そのため、子ども主体の取組だけでは、いじめを防止することは難しいのではないのでしょうか。

また、いじめ問題では学校や教員の対応が問題になっていますが、それを隠蔽することにならないのでしょうか。親が安心できる具体的な対応策について教えていただきたいです。

回答

子ども主体の取組だけで、いじめを防止・解決できるとは考えていません。学校や教員が責任を持って事実を確認し、組織的に対応することが前提です。また、子ども主体という考え方は、学校の責任を軽くしたり、問題を隠したりするものではありません。子どもの思いや状況を丁寧に把握しながら、子どもの安全と安心を最優先に対応するという考え方です。

保護者の皆様に安心していただくためには、学校が初期段階から丁寧に情報共有を行い、必要に応じて専門家や関係機関とも連携しながら、組織的に対応していくことが重要だと考えています。

ご質問⑨

学級内の強い上下関係やいじめは、被害児童だけでなく、周囲の子どもたちの心や価値観にも大きな影響を与えていると考えています。実際に、転校や越境通学、私立受験を選択した子どもや、現在もフラッシュバックや後遺症に苦しんでいる子どもがいます。また、声を上げられなかった子どもたちにも影響が残っています。

だからこそ、大人が「いじめは絶対に許さない」「被害児童は必ず守る」という明確な姿勢を示し、安心して声を上げられる環境をつくるのが、すべての子どもたちの健全な成長につながるのではないのでしょうか。この点について、どのようにお考えか教えていただけますでしょうか。

回答

いじめは被害を受けた子どもだけでなく、加害・傍観を含め関係する子どもたちの心や価値観、その後の学校生活や成長過程にも大きな影響を及ぼすものと認識しています。そのため現在、本条例の基本理念として、被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を最優先とすること掲げることで検討を進めています。

教育委員会としては、「いじめは決して見過ごしてはならないものである」という認識のもと、被害を受けた子どもを守り、安全・安心を確保することを最優先に対応するとともに、子どもたちが不安や悩みを一人で抱え込まず、安心して声を上げることができる学校づくりと相談体制の充実に取り組んでまいります。

また、子ども一人ひとりの声に丁寧に耳を傾けながら、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりを進めてまいります。

ご質問⑩

障害の有無にかかわらず、自分で被害を十分に説明できない子どもや、助けを求めることが苦手な子どもがいます。そのような子どもへの嘲笑や模倣、煽り行為は人権を傷つける重大な問題であり、早期に対応することが重要だと考えています。

しかし、被害を受けた子どもの反応だけを見て「どっちもどっち」と判断されたり、周囲の子どもからの相談が「本人は気付いていないかもしれない」と十分に受け止められなかったりすると、問題が見過ごされ、行為がエスカレートするおそれがあります。

世田谷区として、自分で十分に被害を説明できない子どもの人権をどのように守り、周囲からの相談も含めて、どのように早期発見・早期対応を進めていくお考えでしょうか。

回答

ご指摘のように、自分で被害を十分に説明することが難しい子どもや、助けを求めることが苦手な子どももいます。そのため、本人からの訴えだけでなく、周囲の子どもや保護者、教職員からの気づきや相談も大切な情報として受け止める必要があると考えています。

世田谷区では、教職員研修の充実を通して、子どもの小さな変化やサインを見取る力を高めるとともに、インクルーシブ教育を推進し、多様な子どもたちの特性への理解を深めていきます。また、一人の教員だけで判断するのではなく、学校全体で情報を共有しながら、早期発見・早期対応につなげていくことが重要だと考えています。

ご質問⑪

いじめへの初期対応について質問です。

子どもの自主性を尊重することは大切ですが、いじめが起きている場面では、まず被害児童の安全確保と、いじめを直ちに止めることが最優先ではないでしょうか。

また、いじめや強い上下関係のある環境は、被害児童だけでなく、周囲の子どもたちにも大きな影響を与えます。実際に、転校や越境通学、私立受験を選択した子どもや、後遺症やフラッシュバックに苦しんでいる子どももいます。さらに、声を上げられなかった子どもや傍観せざるを得なかった子どもにも影響が残ると考えています。

だからこそ、大人が「いじめは絶対に許さない」「被害児童は必ず守る」という明確な姿勢を示し、学校全体で速やかに介入するとともに、安心して声を上げられる学校づくりを進めることが重要ではないでしょうか。世田谷区として、そのような学校風土づくりをどのように進めていくお考えでしょうか。

回答

ご指摘のとおり、いじめは被害を受けた子どもだけでなく、加害や傍観を含め、関係する子どもたちの心や価値観、その後の学校生活や成長にも大きな影響を及ぼすものと認識しています。

そのため現在、条例の検討においては、被害を受けた子どもの安全・安心の確保と尊厳の回復を最優先とすることを基本理念として掲げる方向で検討を進めています。教育委員会としても、「いじめは決して見過ごしてはならない」という認識のもと、被害を受けた子どもを守ることを最優先に、速やかな安全確保と組織的な対応を行うとともに、子どもたちが安心して相談し、声を上げることができる学校づくりや相談体制の充実に取り組んでまいります。

また、子ども一人ひとりの声に丁寧に耳を傾けながら、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、すべての子どもが安心して学び、成長できる環境づくりを進めてまいります。